

上尾市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

〔平成30年3月26日〕
教 育 長 決 裁

第1 目的

上尾市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）は、上尾市図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する法人等（以下「雑誌スポンサー」という。）の情報を発信して雑誌スポンサーの社会貢献の場の提供と地域経済の活性化を図るとともに、市の新たな財源を確保し、もって図書館資料の充実を図ることを目的として実施するものとする。

第2 雑誌スポンサー制度の内容

- 1 雑誌スポンサーは、図書館の雑誌コーナーに配架するための雑誌を購入し、当該雑誌を市に提供するものとする。
- 2 上尾市図書館長（以下「図書館長」という。）は、雑誌スポンサーから提供された雑誌の最新号カバーの表面及び裏表紙並びに雑誌架に当該雑誌スポンサーに係る広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供するものとする。

第3 雑誌スポンサーの欠格事由

個人（事業を行う個人を除く。）及び次のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーになることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定がされている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定がされている者
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業又はそのおそれのある事業を行う者
- (5) 上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）による入札参加停止の措置を受け

ている者

(6) 市税を滞納している者

(7) その他雑誌スポンサーとして適切でないと図書館長が認める者

第4 掲載することのできる広告の内容

掲載することのできる広告の内容は、図書館の信頼及び公共性を損なうおそれのないもので、かつ、次のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 法令（条例を含む。）に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張に関するもの

(6) 個人又は法人の名刺広告に該当するもの

(7) 風俗営業に関するもの又はこれに類するもの

(8) 貸金業又は投機的商品若しくは出資金に関するもの

(9) 利用者に不快の念又は不安を与えるもの

(10) 消費者被害が生じ、又は拡大するおそれのあるもの

(11) 青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのあるもの

(12) 他の個人又は法人の広告であると誤認させるおそれのあるもの

(13) 責任の所在が不明確であるもの

(14) 内容が偽り又は不明確であるもの

(15) その他図書館における広告として不相当であると図書館長が認めるもの

第5 応募時期

雑誌スポンサーの応募は、随時することができる。

第6 広告の掲載期間等

1 雑誌スポンサーに係る広告の掲載期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、当該期間満了の3月前までに図書館長、雑誌スポンサーのいずれからも別段の意思表示がない場合は、この期間はさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 年度の途中から広告を掲載する場合の広告掲載開始月は、1本文にか

かわらず、第9の2による雑誌スポンサー及び広告掲載の可否の決定を受けた月の属する月の翌月とする。

第7 広告の規格

広告の規格は、図書館長が定める。

第8 申込方法

雑誌スポンサーになろうとする者は、上尾市図書館雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に、雑誌に掲載する広告案及び業種等を明らかにする資料を添えて、図書館長に申し込まなければならない。

第9 雑誌スポンサー及び広告掲載の可否の決定

- 1 第8による申込みがあったときは、第3及び第4に照らして審査の上、雑誌スポンサー及び広告掲載の可否を決定するものとする。この場合において、図書館長は、当該広告の内容に疑義があるときは、当該申込者に広告の内容の修正を求めることができるものとする。
- 2 雑誌スポンサー及び広告掲載の可否の決定の結果は、上尾市図書館雑誌スポンサー及び広告掲載決定（却下）通知書（第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。

第10 雑誌の選定及び覚書の締結

第9の2により雑誌スポンサーとなることの決定が通知された者は、図書館長が選定した雑誌のリストから自己の広告を掲載しようとする雑誌を選定した上で、市と雑誌の提供及び広告の掲載に係る覚書を締結しなければならない。

第11 雑誌の購入代金の支払等

- 1 雑誌スポンサーの提供する雑誌の購入代金は、第10による雑誌の選定後、図書館長が指定する納入業者に雑誌スポンサーが直接支払うものとする。
- 2 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊、廃刊等になった場合は、雑誌スポンサーと図書館長との協議により、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

第12 雑誌スポンサーの責務

- 1 雑誌スポンサーは、その広告の内容が第三者の権利を侵害することのないようにしなければならない。

- 2 雑誌スポンサーは、その掲載される広告の内容に著作権その他の知的財産権を有しているものが含まれるときは、あらかじめ、当該知的財産権の使用に関し、適正な事務処理を済ませていなければならない。
- 3 雑誌スポンサーは、雑誌に掲載した広告の内容に関しては、一切の責任を負わなければならない。
- 4 雑誌スポンサーは、第三者から当該広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等があったときは、自らの責任及び負担において、これを解決しなければならない。

第13 雑誌スポンサー及び広告掲載の決定の取消し

- 1 図書館は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、第9による雑誌スポンサー及び広告掲載の決定を取り消すものとする。
 - (1) 掲載された広告の内容により市に行政運営上の支障が生ずるおそれのあるとき。
 - (2) 雑誌スポンサー及び広告掲載の決定があった後、図書館長が指定する期日までに、第10により市と覚書を締結しないとき。
 - (3) 雑誌スポンサー及び広告掲載の決定があった後、図書館長が指定する期日までに、図書館の雑誌コーナーに配架するための雑誌を市に提供しないとき。
 - (4) 雑誌スポンサーが第3のいずれかに該当することとなったとき。
 - (5) 掲載された広告の内容に関して第4に掲げる事実が判明し、又は新たに出現したとき。
- 2 図書館長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、上尾市雑誌スポンサー及び広告掲載取消通知書（第3号様式）により、当該雑誌スポンサーに通知するものとする。

第14 雑誌の返品

雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、返品しない。ただし、雑誌スポンサーの責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、その全部又は一部を返品するものとする。

第15 雑誌の所有権

雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。

第 1 6 委 任

この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサーに関し必要な事項は、
図書館長が定めるものとする。

第 1 7 実 施 期 日

雑誌スポンサー制度は、平成 3 0 年 4 月 1 日から実施する。

第1号様式（第8関係）

上尾市図書館雑誌スポンサー及び広告掲載申込書

年 月 日

上尾市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第8の規定により、次のとおり申し込みます。

(宛先)

上尾市図書館長

申込者 所在地又は住所
名 称又は氏名
代表者

㊟

雑 誌 名	刊行頻度	年間購読料（見込み）

(添付書類)

- ① 雑誌に掲載する広告案
- ② 事業の業種等を明らかにする資料

様

上尾市図書館雑誌スポンサー及び広告掲載決定（却下）通知書

上尾市図書館長



年 月 日付け申込みについて、下記のとおり貴者（貴団体・貴殿）を、上尾市図書館雑誌スポンサー及び広告掲載すること（しないこと）に決定しましたので、上尾市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第9の2により、通知します。

記

- 1 雑誌スポンサー及び広告掲載すること（しないこと）に決定した者
所在地又は住所
名 称又は氏名
代表者

2 雑誌のリスト

雑 誌 名	刊行頻度	年間購読料（見込み）

雑誌スポンサー及び広告掲載することに決定した者は、次の（1）及び（2）を遵守すること。

- （1） 年 月 日までに上尾市と雑誌の提供及び広告の掲載に係る覚書を締結すること。
- （2） 年 月 日までに図書館の雑誌コーナーに配架するための雑誌を市に提供すること。

第3号様式（第13関係）

上教函第 号
年 月 日

様

上尾市図書館雑誌スポンサー及び広告掲載取消通知書

上尾市図書館長



下記の理由により貴者（貴団体・貴殿）に係る雑誌スポンサー及び広告掲載の決定を取り消しましたので、上尾市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第13の2により、通知します。

記

- 1 雑誌スポンサー及び広告掲載の決定を取り消す理由
- 2 取り消す期日

住所

乙 名称 (氏名)